

2019年5月4日

株式会社市民風力発電  
社長 鈴木 亨 様

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会  
代表 安田 秀子

**(仮称) 石狩放水路風力発電事業に係る  
環境影響評価方法書縦覧に関連する要望書**

貴社の(仮称)石狩放水路風力発電事業に係る環境影響評価方法書縦覧が、4月15日(月)より5月15日(月)までの1ヶ月間の予定で実施されていますが、問題点があるので以下の要望をいたします。回答は5月10日(金)までに書面にてお送り下さい。

**1 電子縦覧を行って下さい。**

貴社の(仮称)石狩放水路風力発電事業が環境影響評価法や北海道環境影響評価条例に定める規模以下であることから、自主アセスとなっていますが、規模が小さいからといって周辺への影響が皆無とは言えません。周辺住民や事業所に対してどのような事業を計画しどの程度の環境変化や影響があるのか、貴社はきちんと知らせる義務があります。環境省や北海道では事業者に対し電子縦覧を適正に行うよう求めていることから、自主アセスにおいても同様に電子縦覧の実施を求めます。日中、市役所や図書館での縦覧を利用できない就労者への配慮は今や必須であると認識していただきたいと思います。電子縦覧(ダウンロード及び印刷可能とする)は1ヶ月間行って下さい。この後、評価書が出るまで貴社HPで電子縦覧可能な状況を維持して下さい。ほぼ同時期に縦覧中の(仮称)石狩望来風力発電事業に係る環境影響評価準備書(望来古平風力発電株式会社)は、自主アセスですが電子縦覧を実施しております。

**2 縦覧期間及び意見提出の締切を5日間分延長して下さい。**

縦覧期間は4月15日(月)～5月15日(水)となっていますが、10連休期間が含まれており、石狩市役所が4月29日(月)～5月5日(金)の5日間閉

庁のため、3階環境保全課での縦覧ができません(5月2日の臨時開庁は一部の業務に限定)。同様に市民図書館も4月30日・5月7日～9日の4日間が休館となり縦覧できません。この分の延長を求めます。従って、縦覧期間を5月22日(水)まで、意見提出締切を6月5日(水)として下さい。

ただし、電子縦覧利用者に対しては、1ヶ月の縦覧期間が終了してから2週間後を締切日として下さい。

### 3 説明会を開催して下さい。

貴社の方法書を縦覧しても理解しかねる点多々ありますので、説明会の開催を求めます。

昨年9月に施行された出力1000kW未満を対象にした「石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン」においては、事業者は計画段階で、設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する説明を行うものとしています。今回の貴社の事業(1650kW)は1000Wを越えており、事業予定地は、不特定多数が利用する緑地そばであることから、設置区域に限定した住民等への説明だけでは不十分です。利害関係者が設置区域にのみ居住している保証は全くありません。説明会開催通知は少なくとも石狩市域全域にするよう求めます。平日の夜、土日など、多くの市民が参加しやすい日時を設定し、市のHPと町内会回覧・新聞告知面への掲載等で全市域に開催の周知を行って下さい。

貴社で実施する意志がない場合は当会主催で実施いたします。その際は説明の協力を求めます。

以上

送り先：〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目307

E-mail：h.yasuda1007@gaea.ocn.ne.jp

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会代表 安田 秀子